

(仮称) 和泉市自治基本条例案  
(再検討案)

和泉市自治基本条例案再検討委員会

平成 23 年 2 月

## 目 次

1	はじめに	2
2	主な再検討項目と内容	2
3	条例案（再検討案）の構成	5
4	（仮称）和泉市自治基本条例案再検討案（再検討前の案との対照表）	6
5	和泉市自治基本条例案再検討委員会 委員名簿	16
6	和泉市自治基本条例案再検討委員会の経過	17
7	おわりに	18

## 1 はじめに

市では、平成19年6月に町会・自治会、婦人会、老人会、子ども会等の各種団体推薦の市民委員、公募による市民委員及び学識委員で、地域の現状から和泉市の自治のあり方を考えるために「和泉市の自治を考える懇談会」を立ち上げました。

懇談会では、フォーラムでのアンケート結果や市民意見募集でいただいたさまざまな意見を取り入れながら議論を重ねました。そして、約1年のち、40回以上にも及ぶ会議を経て策定されたのが「～（仮称）和泉市自治基本条例の制定に向けて～協働のガイドライン提言書」です。

市では、そのような市民同士の議論の積み重ねで導き出された提言内容を、今度は、和泉市の自治のルールとして、自治基本条例という形にするため、（仮称）和泉市自治基本条例案策定委員会を開催し、懇談会から選出された市民委員と副市長、部長級職員、学識経験者委員が対等な立場で議論を重ね、市民意見募集（パブリックコメント）を経て、平成21年5月（仮称）和泉市自治基本条例原案を策定しました。

平成21年9月、その原案をもとにした和泉市自治基本条例案を議案提出しましたが、議会の常任委員会である総務安全委員会で様々な意見・指摘があり、継続審査となりました。

平成21年11月、市は、条例案について様々な意見・指摘があったことから、議案を撤回し、平成22年2月より、和泉市自治基本条例案再検討委員会を開催し、総務安全委員会で指摘を受けた項目を中心に条例案について再検討に取り組み、市民意見募集（パブリックコメント）結果を踏まえ、この度、再検討案を策定いたしました。

## 2 主な再検討項目と内容

平成21年の9月の総務安全委員会では、次の8項目に対して意見・指摘があり、再検討委員会では、意見・指摘のあった項目を中心に再検討を行いました。

① 前文、②最高規範性、③市民の定義、④子どもの権利、⑤住民投票、⑥市民自治推進委員会、⑦条例の見直し、⑧他の機関との連携

### ① 前文の文言を一部修正しました。（前文）

「和泉市」という市名は、古くこのあたりが「和泉の国」と呼ばれ、国の中心である国府が和泉市に置かれていたという歴史に由来しています。名称の由来について、再検討前の案では、神功皇后にまつわる伝承を記載していましたが、歴史的事実としての検証できていない内容等が含まれていること等から、神功皇后にまつわる部分を除いた形で「和泉」の名称の由来を記載することとしました。

また、この自治基本条例の目的である、「市民及び市民相互の協働並びに市民と行政との協働により、持続的に発展可能な地域社会を実現する」ということを、前文中に「協働（和）により豊かな自然と命（泉）を育むまち」と、「和泉」という市名を使って表す文章を追加しました。

### ② 条例の位置付けを修正しました。（前文）（第2条）

条例の位置付けについて、再検討前の案では、最高規範性という文言を使用していましたが、法規的見地からは条例と条例の間に上下関係を想起させるような文言はふさわしくない等の意見もあり、再検討案では、自治基本条例が、市民、議会及び行政で、これからの和泉市の自治を行っていくための土台、基礎になるものという考え方を「自治の礎（いしずえ）」と表現しました。

③ 市民の定義、事業者の定義を修正しました。(第3条)

和泉市の自治を自治基本条例の理念に基づいて行っていくためには、本市に居住している人だけでなく、実際にまちづくりにかかわっている様々な人や団体と協力、協働しながら取り組んでいく必要があるため、そのような範囲の人・団体をこの条例の対象とする市民として規定しています。

再検討前の案では、市民の定義の条文中、「その他の活動を行う者又は団体」という表現がありましたが、「その他の活動とはどういった活動か」といった指摘もあったため、再検討案では、具体的に想定できるような表現に修正しました。また、市民の定義の修正にあわせ、事業者の定義についても一部修正しました。

④ 合意に向けた話し合いと説明責任の原則を一部修正しました。(第6条)

文意をより正確に伝えるため、合意という文言を合意形成にする等の修正を行いました。

⑤ 子どもの権利に関する規定を削除しました。(再検討前の第10条)

再検討前の案では、まちづくりや自治は、ともすれば大人だけで進められてしまい、子どもの視点を忘れがちになることや、持続的に発展可能な地域社会づくりには、子どもの中からまちづくりにかかわることが大事だという観点から、子どものまちづくりへの参加・参画する権利を規定していましたが、第9条で市民の権利を規定している中、子どもの権利だけを再掲する必要性がとぼしい、子どもの権利として明記するよりも、保護者など子どもを取り巻く者の義務として記載すべき等、様々な意見、考え方があり、子どもの権利に関しては、自治基本条例とは別の観点からも議論を深める必要性があると判断し、条文を削除しました。

⑥ 他の機関との連携についての規定を追加しました。(第26条)

再検討前の案では、他市町村との連携等に関する規定は盛り込んでいませんでしたが、泉北地域あるいは、泉州地域など他市町村と連携して課題解決にあたるべき問題もあるとの意見があり、今回規定を追加しました。

⑦ 住民投票の実施にかかる直接請求権者及び投票権者の年齢を修正しました。(第32条)

再検討前の案では、住民投票の実施にかかる直接請求権者及び投票権者の年齢を満16歳以上としていました。これは、判断能力を有し、かつ、できるだけ、幅広い年齢の方の意見を聞く形で住民投票を実施したいという考え方で、義務教育を終えた年齢を目安に若いうちからまちづくりに参加し、関心を持ってもらうことも期待し、16歳以上としていました。

しかしながら、現状では、16歳の大部分が高校生で勉学にいそむべき年齢であること、政治的活動に巻き込まれる危険性がある、社会経験が十分ではないといった意見もあることから、広く市民の理解を得られる年齢として再検討した結果、満18歳以上に修正しました。

⑧ 住民投票の実施にかかる市長の発議権を削除しました。(第32条)

再検討前の案では、市長の発議権を明記していました。また、議会の発議権については、議会の判断に委ねるものとして記載していませんでした。「市長が安易に住民投票を行うべきではない、市長の発議権は必要ではない」という意見や議会の発議権を明記すべきといった意見がありました。

再検討委員会では、市長、議会とも、住民投票の発議権を明記し、その機会を確保するほうがよいという考え方もいったん出されましたが、現在の間接民主主義、二元代表制を補完する役割としての住民の直接請求権を確保するためという視点で整理し、住民の直接請求権だけを記載することとしました。

#### ⑨ 市民自治推進委員会の名称と内容を修正しました。(第33条)

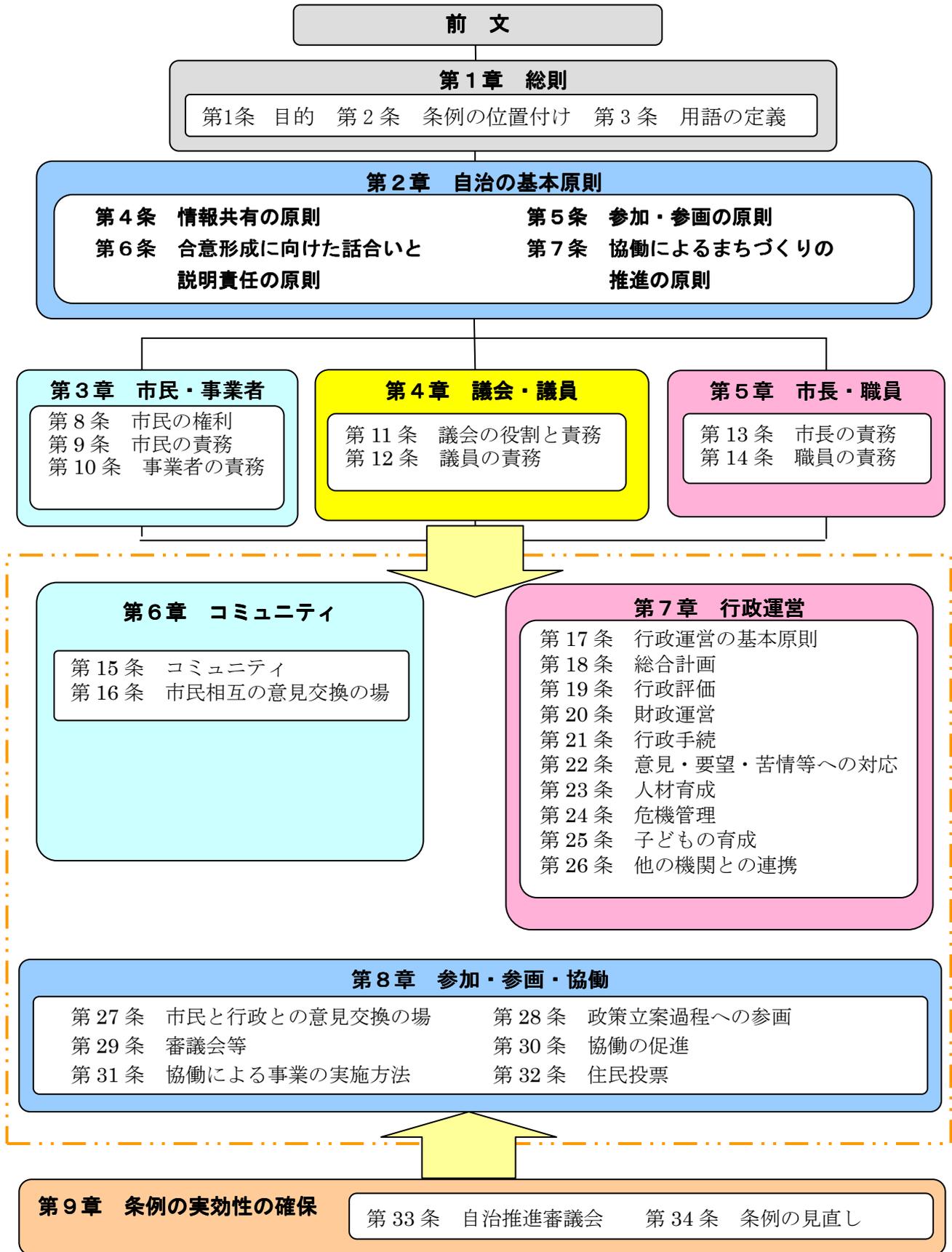
通常、条例の改正は議会や市長が社会情勢の変化や法改正に伴い必要に応じて行うものですが、自治基本条例の場合、上位法がないことや理念的な規定が多いことなどから、実効性を確保するには、審議会等、一定の組織が条例の運用状況についての確認を行うことが必要です。

なお、市民自治推進委員会が独自に調査審議を進めるような状態になると、かえって公正性を欠くことになるのではないかという意見もあり、再検討案では、会議体の名称を具体的に自治推進審議会とし、市長の諮問に応じて調査・審議する機関として位置付けました。また、委員数についても10人では少ないのではないかという意見もあったので、15人以内としました。

#### ⑩ 条例の見直し規定を修正しました。(第34条)

再検討前の案では、条例を施行の日から5年を超えない期間ごとに見直すことを義務付けていましたが、期間をきって見直す必要性が薄いとの意見があり、再検討案では、条例を見直すという規定は残すものの、見直しに関する期間を削除しました。

### 3 条例案（再検討案）の構成



4 (仮称) 和泉市自治基本条例案再検討案 (再検討前の案との対照表)

※変更箇所は下線表示しています。

再検討案	再検討前の案
<p>前文</p> <p>「和泉」。その歴史は古く、<u>名称の由来となったのは泉井上神社にある「和泉清水」と伝えられています。</u>奈良時代には「和泉国」が誕生し、この地に国府が<u>あったことから市名として採用されました。</u>この歴史ある名称を引き継いでいる私たちの和泉市は、先人たちが、和泉山脈や槇尾川、松尾川に代表される豊かな自然環境を守り育みながら、産業、伝統、文化を培い、発展させ、今日まで継承してきたまちです。</p> <p>私たちは、先人たちが築き、守り育て、発展させてきた郷土和泉市を受け継ぎ、<u>協働（和）により豊かな自然と命（泉）を育むまちとして、</u>将来にわたり持続的に発展可能な地域社会の実現に取り組み、次世代へ引き継いでいかなければなりません。</p> <p>そのためには私たち市民一人一人は、お互いの人権を尊重しながら、まちづくりを人任せ、行政任せにすることなく、「まごころ」や「思いやり」の心をもって自分たちにできることを誠実に実行し、自律していくとともに、「市民相互の協働」と「市民と行政との協働」によるまちづくりを実践していきます。</p> <p>誰もが生き生きと安心して暮らせる、住んで良かったと誇りに思える和泉市を創るという夢を実現し、真に市民が主役のまちづくりを進めるため、ここに主権が市民に存することを宣言し、市民の思いを込めて和泉市の自治の<u>礎</u>としての和泉市自治基本条例を制定します。</p>	<p>前文</p> <p>「和泉」。その歴史は古く、<u>神功皇后がこの地を訪れたところ、一夜にして清泉が湧き出したという泉井上神社の「和泉清水」が名称の由来と伝えられています。</u>奈良時代には「和泉国」が誕生し、この地に国府が<u>置かれました。</u>この歴史ある名称を引き継いでいる私たちの和泉市は、先人たちが、和泉山脈や槇尾川、松尾川に代表される豊かな自然環境を守り育みながら、産業、伝統、文化を培い、発展させ、今日まで継承してきたまちです。</p> <p>私たちは、先人たちが築き、守り育て、発展させてきた郷土和泉市を受け継ぎ、将来にわたり持続的に発展可能な地域社会の実現に取り組み、次世代へ引き継いでいかなければなりません。</p> <p>そのためには私たち市民一人一人は、お互いの人権を尊重しながら、まちづくりを人任せ、行政任せにすることなく、「まごころ」や「思いやり」の心をもって自分たちにできることを誠実に実行し、自律していくとともに、「市民相互の協働」と「市民と行政との協働」によるまちづくりを実践していきます。</p> <p>誰もが生き生きと安心して暮らせる、住んで良かったと誇りに思える和泉市を創るという夢を実現し、真に市民が主役のまちづくりを進めるため、ここに主権が市民に存することを宣言し、市民の思いを込めて和泉市の自治の<u>最高規範</u>としての和泉市自治基本条例を制定します。</p>
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市民が自治の担い手であることを確認し、自治に関する基本事項を明らかにするとともに、市民及び市民相</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市民が自治の担い手であることを確認し、自治に関する基本事項を明らかにするとともに、市民及び市民相</p>

再検討案	再検討前の案
<p>互の協働並びに市民と行政との協働により、持続的に発展可能な地域社会を実現することを目的とします。</p>	<p>互の協働並びに市民と行政との協働により、持続的に発展可能な地域社会を実現することを目的とします。</p>
<p>(<u>条例の位置付け</u>)  第2条 この条例は、和泉市の自治の<u>礎を定めるもの</u>であり、他の条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければなりません。</p>	<p>(<u>最高規範性</u>)  第2条 この条例は、和泉市の自治における<u>最高規範</u>であり、他の条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例の趣旨を<u>最大限に</u>尊重し、整合性を図らなければなりません。</p>
<p>(用語の定義)  第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 市民 市内に住み、働き、又は学者及び市内に<u>事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体</u>をいいます。</p> <p>(2) 事業者 <u>事務所又は事業所の所在地にかかわらず</u>、市内で事業活動を行う者又は団体をいいます。</p> <p>(3) コミュニティ 互いに助け合い、心豊かな生活を送るため、地域や共通の関心によってつながった連帯性を持つ、自主性と責任を持った市民で構成される地域社会の多様な集団及び組織であって、公共性のある活動を行うものをいいます。</p> <p>(4) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者をいいます。</p> <p>(5) まちづくり 公共の福祉を増進するあらゆる取組をいいます。</p> <p>(6) 参画 行政の政策等の立案、実施及び評価に至る過程に、市民が責任を持って主体的に参加することをいいます。</p> <p>(7) 協働 市民と市民又は市民と行政が、目的を共有しながら互いを尊重し合うことで、それぞれの果たすべき役割と</p>	<p>(用語の定義)  第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 市民 市内に住み、働き、又は学者及び市内に<u>事業所を置き事業活動その他の活動を行う者又は団体</u>をいいます。</p> <p>(2) 事業者 事業所の所在地にかかわらず、市内で事業活動を行う者又は団体をいいます。</p> <p>(3) コミュニティ 互いに助け合い、心豊かな生活を送るため、地域や共通の関心によってつながった連帯性を持つ、自主性と責任を持った市民で構成される地域社会の多様な集団及び組織であって、公共性のある活動を行うものをいいます。</p> <p>(4) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者をいいます。</p> <p>(5) まちづくり 公共の福祉を増進するあらゆる取組をいいます。</p> <p>(6) 参画 行政の政策等の立案、実施及び評価に至る過程に、市民が責任を持って主体的に参加することをいいます。</p> <p>(7) 協働 市民と市民又は市民と行政が、目的を共有しながら互いを尊重し合うことで、それぞれの果たすべき役割と</p>

再検討案	再検討前の案
責任を自覚し、自主的な行動に基づいて相互に補完し、協力し合うことをいいます。	責任を自覚し、自主的な行動に基づいて相互に補完し、協力し合うことをいいます。
<p>第2章 自治の基本原則 (情報共有の原則)</p> <p>第4条 市民と市民又は市民と行政は、まちづくりを進めるに当たっては、まちづくりの情報を互いに提供し、共有するものとします。この場合において、市民及び行政は、個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければなりません。</p>	<p>第2章 自治の基本原則 (情報共有の原則)</p> <p>第4条 市民と市民又は市民と行政は、まちづくりを進めるに当たっては、まちづくりの情報を互いに提供し、共有するものとします。この場合において、市民及び行政は、個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければなりません。</p>
<p>(参加・参画の原則)</p> <p>第5条 私たち市民は、自治の担い手として、主体的にまちづくりに参加・参画するものとします。</p>	<p>(参加・参画の原則)</p> <p>第5条 私たち市民は、自治の担い手として、主体的にまちづくりに参加・参画するものとします。</p>
<p>(合意形成に向けた話合いと説明責任の原則)</p> <p>第6条 市民と市民又は市民と行政は、まちづくりを進めるに当たっては、互いの意思疎通を図り合意形成に向けて十分話合いに努めるとともに、その結果についての説明責任を負うものとします。</p>	<p>(合意に向けた話合いと説明責任の原則)</p> <p>第6条 市民と市民又は市民と行政は、まちづくりを進めるに当たっては、互いの意思疎通を図り合意に向けて十分話し合うとともに、その結果についての説明責任を負うものとします。</p>
<p>(協働によるまちづくりの推進の原則)</p> <p>第7条 市民と市民又は市民と行政は、目的を共有し、それぞれの役割及び責任のもと、自主性を尊重し、対等な立場で連携・協力してまちづくりを進めるものとします。</p>	<p>(協働によるまちづくりの推進の原則)</p> <p>第7条 市民と市民又は市民と行政は、目的を共有し、それぞれの役割及び責任のもと、自主性を尊重し、対等な立場で連携・協力してまちづくりを進めるものとします。</p>
<p>第3章 市民・事業者 (市民の権利)</p> <p>第8条 私たち市民は、自治の担い手として、まちづくりに関して、次に掲げる権利を有します。</p> <p>(1) まちづくりの情報を知る権利 (2) まちづくりに参加・参画する権利</p>	<p>第3章 市民・事業者 (市民の権利)</p> <p>第8条 私たち市民は、自治の担い手として、まちづくりに関して、次に掲げる権利を有します。</p> <p>(1) まちづくりの情報を知る権利 (2) まちづくりに参加・参画する権利</p>

再検討案	再検討前の案
<p>(市民の責務)</p> <p>第9条 私たち市民は、この条例の規定に基づく権利を行使するに当たっては、一人一人が互いの人権を尊重し、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。</p>	<p>(市民の責務)</p> <p>第9条 私たち市民は、この条例の規定に基づく権利を行使するに当たっては、一人一人が互いの人権を尊重し、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。</p>
<p>第10条 削除</p>	<p><u>(子どもの権利)</u></p> <p>第10条 子どもは、社会の一員として、まちづくりに参加・参画する権利を有します。</p>
<p>(事業者の責務)</p> <p>第10条 事業者は、和泉市のまちづくりにかかわる一員として、まちづくりについて理解し、協力するよう努めなければなりません。</p>	<p>(事業者の責務)</p> <p>第11条 事業者は、和泉市のまちづくりにかかわる一員として、まちづくりについて理解し、協力するよう努めなければなりません。</p>
<p>第4章 議会・議員 (議会の役割及び責務)</p> <p>第11条 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の定めるところにより、条例の制定及び改廃、予算の決定、決算の認定等を議決する権限及び市政運営を監視し、牽制する等の役割を果たします。</p> <p>2 議会は、市民の負託にこたえ、市民の意思が市政の運営に適切に反映されるよう活動するとともに、議会活動に関する情報を市民に分かりやすく説明することに努めなければなりません。</p> <p>3 議会は、開かれた議会運営及び議会の活性化を自ら行うことに努めなければなりません。</p> <p>4 議会は、前3項の役割及び責務を果たすため、議会の持つ権能を最大限に活用するよう努めなければなりません。</p>	<p>第4章 議会・議員 (議会の役割及び責務)</p> <p>第12条 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の定めるところにより、条例の制定及び改廃、予算の決定、決算の認定等を議決する権限及び市政運営を監視し、牽制する等の役割を果たします。</p> <p>2 議会は、市民の負託にこたえ、市民の意思が市政の運営に適切に反映されるよう活動するとともに、議会活動に関する情報を市民に分かりやすく説明することに努めなければなりません。</p> <p>3 議会は、開かれた議会運営及び議会の活性化を自ら行うことに努めなければなりません。</p> <p>4 議会は、前3項の役割及び責務を果たすため、議会の持つ権能を最大限に活用するよう努めなければなりません。</p>
<p>(議員の責務)</p> <p>第12条 議員は、市民の代表として自己研</p>	<p>(議員の責務)</p> <p>第13条 議員は、市民の代表として自己研</p>

再検討案	再検討前の案
<p>鑽に努めるとともに、常に市民の目線に立ち、公正かつ誠実に公共の福祉の実現に努めなければなりません。</p> <p>2 議員は、議員活動の情報等について、市民に説明するよう努めなければなりません。</p> <p>3 議員は、調査研究活動及び市民との対話を通じ、政策提言及び政策立案に努めなければなりません。</p>	<p>鑽に努めるとともに、常に市民の目線に立ち、公正かつ誠実に公共の福祉の実現に努めなければなりません。</p> <p>2 議員は、議員活動の情報等について、市民に説明するよう努めなければなりません。</p> <p>3 議員は、調査研究活動及び市民との対話を通じ、政策提言及び政策立案に努めなければなりません。</p>
<p>第5章 市長・職員 (市長の責務)</p> <p>第13条 市長は、市民の負託にこたえ、この条例の趣旨を尊重し、高い倫理観を持って、公正かつ誠実に行政運営を行わなければなりません。</p>	<p>第5章 市長・職員 (市長の責務)</p> <p>第14条 市長は、市民の負託にこたえ、この条例の趣旨を尊重し、高い倫理観を持って、公正かつ誠実に行政運営を行わなければなりません。</p>
<p>(職員の責務)</p> <p>第14条 職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、倫理の高揚に努め、この条例その他の法令等を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。</p> <p>2 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上を図るとともに、創意工夫をもって職務に精励しなければなりません。</p>	<p>(職員の責務)</p> <p>第15条 職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、倫理の高揚に努め、この条例その他の法令等を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。</p> <p>2 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上を図るとともに、創意工夫をもって職務に精励しなければなりません。</p>
<p>第6章 コミュニティ (コミュニティ)</p> <p>第15条 私たち市民は、防犯、防災、福祉などの地域社会における課題を解決し、豊かな地域社会を実現するために、コミュニティが果たす役割を認識し、コミュニティを守り育てるよう、一人一人ができることを行うものとします。</p> <p>2 私たち市民は、災害時等に助け合うことができるよう、日ごろから情報を共有し、連携体制を築くよう努めるものとします。</p> <p>3 私たち市民は、互いに連携・協働し、将来を担う子どもが地域の中で健やかに成</p>	<p>第6章 コミュニティ (コミュニティ)</p> <p>第16条 私たち市民は、防犯、防災、福祉などの地域社会における課題を解決し、豊かな地域社会を実現するために、コミュニティが果たす役割を認識し、コミュニティを守り育てるよう、一人一人ができることを行うものとします。</p> <p>2 私たち市民は、災害時等に助け合うことができるよう、日ごろから情報を共有し、連携体制を築くよう努めるものとします。</p> <p>3 私たち市民は、互いに連携・協働し、将来を担う子どもが地域の中で健やかに成</p>

再検討案	再検討前の案
<p>長する環境を確保するよう努めるものとします。</p> <p>4 私たち市民は、コミュニティ活動を行うに当たっては、その活動の社会的責任を自覚するとともに、民主的に組織を運営し、地域の活性化に努めるものとします。</p> <p>5 私たち市民は、コミュニティ活動を行うに当たっては、地域の課題を解決するために、他のコミュニティと情報交換し、連携・協働を積極的に行うよう努めるものとします。</p> <p>6 行政は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援することができます。</p>	<p>長する環境を確保するよう努めるものとします。</p> <p>4 私たち市民は、コミュニティ活動を行うに当たっては、その活動の社会的責任を自覚するとともに、民主的に組織を運営し、地域の活性化に努めるものとします。</p> <p>5 私たち市民は、コミュニティ活動を行うに当たっては、地域の課題を解決するために、他のコミュニティと情報交換し、連携・協働を積極的に行うよう努めるものとします。</p> <p>6 行政は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援することができます。</p>
<p>(市民相互の意見交換の場)</p> <p>第16条 私たち市民は、地域における情報交換及びまちづくりについての意見交換を行う場として、対話の場を設置することができます。この場合において、行政は、市民からの申出があるときは、その運営に必要な技術的支援を行うことができます。</p>	<p>(市民相互の意見交換の場)</p> <p>第17条 私たち市民は、地域における情報交換及びまちづくりについての意見交換を行う場として、対話の場を設置することができます。この場合において、行政は、市民からの申出があるときは、その運営に必要な技術的支援を行うことができます。</p>
<p>第7章 行政運営 (行政運営の基本原則)</p> <p>第17条 行政運営は、この条例その他の法令等を遵守し、公正を確保し、透明性を高め、市民との信頼関係を築くことを原則とします。</p> <p>2 行政は、行政情報を市民の市政参加の基礎情報と捉え、適切な時期に分かりやすく提供することにより、市民との情報の共有に努めなければなりません。</p> <p>3 行政は、市民に対し積極的に参加・参画の機会を設けるとともに、市民意見を踏まえた行政運営を行わなければなりません。</p> <p>4 行政は、最も効率的で効果的な行政運営を行うため、その手法を常に検討し、選択するよう努めるものとします。</p>	<p>第7章 行政運営 (行政運営の基本原則)</p> <p>第18条 行政運営は、この条例その他の法令等を遵守し、公正を確保し、透明性を高め、市民との信頼関係を築くことを原則とします。</p> <p>2 行政は、行政情報を市民の市政参加の基礎情報と捉え、適切な時期に分かりやすく提供することにより、市民との情報の共有に努めなければなりません。</p> <p>3 行政は、市民に対し積極的に参加・参画の機会を設けるとともに、市民意見を踏まえた行政運営を行わなければなりません。</p> <p>4 行政は、最も効率的で効果的な行政運営を行うため、その手法を常に検討し、選択するよう努めるものとします。</p>

再検討案	再検討前の案
<p>(総合計画)</p> <p>第18条 行政は、この条例の趣旨に沿って、まちづくりの目標とその達成方針を定めた総合計画を策定し、その進行管理を的確に行わなければなりません。</p>	<p>(総合計画)</p> <p>第19条 行政は、この条例の趣旨に沿って、まちづくりの目標とその達成方針を定めた総合計画を策定し、その進行管理を的確に行わなければなりません。</p>
<p>(行政評価)</p> <p>第19条 行政は、行政評価を行うに当たり、評価結果を公表するとともに、市民の意見を取り入れた評価制度を運用しなければなりません。</p>	<p>(行政評価)</p> <p>第20条 行政は、行政評価を行うに当たり、評価結果を公表するとともに、市民の意見を取り入れた評価制度を運用しなければなりません。</p>
<p>(財政運営)</p> <p>第20条 行政は、総合計画に基づいた財政計画を定めるとともに、限られた財源を有効に配分した予算編成及び効率的かつ効果的な予算執行を行わなければなりません。</p> <p>2 行政は、財政運営の透明性を確保する観点から、市民に分かりやすく財政状況を公表しなければなりません。</p>	<p>(財政運営)</p> <p>第21条 行政は、総合計画に基づいた財政計画を定めるとともに、限られた財源を有効に配分した予算編成及び効率的かつ効果的な予算執行を行わなければなりません。</p> <p>2 行政は、財政運営の透明性を確保する観点から、市民に分かりやすく財政状況を公表しなければなりません。</p>
<p>(行政手続)</p> <p>第21条 行政は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、行政手続を明確にするとともに、速やかに処分等を行うものとします。</p> <p>2 行政は、市の基本的な計画、市民生活に多大な影響を及ぼす条例等を市議会に提出し、又は決定しようとするときは、当該計画、条例等の案を公表し、広く市民の意見を聴く手続を取らなければなりません。</p>	<p>(行政手続)</p> <p>第22条 行政は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、行政手続を明確にするとともに、速やかに処分等を行うものとします。</p> <p>2 行政は、市の基本的な計画、市民生活に多大な影響を及ぼす条例等を市議会に提出し、又は決定しようとするときは、当該計画、条例等の案を公表し、広く市民の意見を聴く手続を取らなければなりません。</p>
<p>(意見、要望、苦情等への対応)</p> <p>第22条 行政は、市民からの意見、要望、苦情等に迅速かつ誠実に対応するよう努めるものとします。</p>	<p>(意見、要望、苦情等への対応)</p> <p>第23条 行政は、市民からの意見、要望、苦情等に迅速かつ誠実に対応するよう努めるものとします。</p>
<p>(人材育成)</p> <p>第23条 市長は、職員一人一人の能力向上により、組織力の向上を図るため、積極的</p>	<p>(人材育成)</p> <p>第24条 市長は、職員一人一人の能力向上により、組織力の向上を図るため、積極的</p>

再検討案	再検討前の案
に人材育成施策を行わなければなりません。	に人材育成施策を行わなければなりません。
<p>(危機管理)</p> <p>第24条 行政は、危機の未然防止に努めるとともに、危機の発生時において迅速かつ的確な対応ができるよう、危機管理体制の強化に取り組まなければなりません。</p>	<p>(危機管理)</p> <p>第25条 行政は、危機の未然防止に努めるとともに、危機の発生時において迅速かつ的確な対応ができるよう、危機管理体制の強化に取り組まなければなりません。</p>
<p>(子どもの育成)</p> <p>第25条 行政は、保護者、地域住民及び関係団体と連携・協働し、将来を担う子どもが健やかに成長できる環境の確保に努めるものとします。</p>	<p>(子どもの育成)</p> <p>第26条 行政は、保護者、地域住民及び関係団体と連携・協働し、将来を担う子どもが健やかに成長できる環境の確保に努めるものとします。</p>
<p>(他の機関との連携)</p> <p>第26条 行政は、<u>他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対し、自主性を保持しつつお互いに連携し、協力し合いながら解決に当たるよう努めます。</u></p>	
<p>第8章 参加・参画・協働 (市民と行政との意見交換の場)</p> <p>第27条 市民及び行政は、協働によるまちづくりを進めるために、市民と行政との意見交換を目的とする場を設置することができます。</p> <p>2 行政は、前項に規定する場での意見を政策に反映するよう努めなければなりません。</p>	<p>第8章 参加・参画・協働 (市民と行政との意見交換の場)</p> <p>第27条 市民及び行政は、協働によるまちづくりを進めるために、市民と行政との意見交換を目的とする場を設置することができます。</p> <p>2 行政は、前項に規定する場での意見を政策に反映するよう努めなければなりません。</p>
<p>(政策立案過程への参画)</p> <p>第28条 私たち市民は、政策の立案過程に参画することができます。</p> <p>2 行政は、市民が政策の立案過程に参画することができるように、適切な措置を講ずるよう努めなければなりません。</p>	<p>(政策立案過程への参画)</p> <p>第28条 私たち市民は、政策の立案過程に参画することができます。</p> <p>2 行政は、市民が政策の立案過程に参画することができるように、適切な措置を講ずるよう努めなければなりません。</p>
(審議会等)	(審議会等)

再検討案	再検討前の案
<p>第29条 審議会等の委員の選任に当たっては、多様な意見を取り入れるため、公募の委員を加えるよう努めなければなりません。</p> <p>2 審議会等は、その審議が充実したものになるよう、会議の趣旨に応じて運営方法を検討しなければなりません。</p> <p>3 審議会等の会議及び会議録は、市政の公正の確保と透明性の向上のため、原則公開とします。</p> <p>4 審議会等に関して必要な事項は、市長等が別に定めます。</p>	<p>第29条 審議会等の委員の選任に当たっては、多様な意見を取り入れるため、公募の委員を加えるよう努めなければなりません。</p> <p>2 審議会等は、その審議が充実したものになるよう、会議の趣旨に応じて運営方法を検討しなければなりません。</p> <p>3 審議会等の会議及び会議録は、市政の公正の確保と透明性の向上のため、原則公開とします。</p> <p>4 審議会等に関して必要な事項は、市長等が別に定めます。</p>
<p>(協働の促進)</p> <p>第30条 行政は、公共サービスにおける市民及びコミュニティの役割を認識し、積極的に協働によるまちづくりを推進しなければなりません。</p>	<p>(協働の促進)</p> <p>第30条 行政は、公共サービスにおける市民及びコミュニティの役割を認識し、積極的に協働によるまちづくりを推進しなければなりません。</p>
<p>(協働による事業の実施方法)</p> <p>第31条 市民、コミュニティ及び行政は、協働による事業の実施に当たり、互いを公共サービスを分担する対等なパートナーとして捉え、相互の役割と責任を理解し、事業の企画段階から協働するよう努めるものとします。</p> <p>2 市民、コミュニティ及び行政は、協働による事業の実施に当たり、互いに情報を共有し、情報の公開に努めるものとします。</p> <p>3 市民、コミュニティ及び行政は、公共サービスの更なる向上のために、事業実施後にその事業効果等の客観的評価を行うものとします。</p>	<p>(協働による事業の実施方法)</p> <p>第31条 市民、コミュニティ及び行政は、協働による事業の実施に当たり、互いを公共サービスを分担する対等なパートナーとして捉え、相互の役割と責任を理解し、事業の企画段階から協働するよう努めるものとします。</p> <p>2 市民、コミュニティ及び行政は、協働による事業の実施に当たり、互いに情報を共有し、情報の公開に努めるものとします。</p> <p>3 市民、コミュニティ及び行政は、公共サービスの更なる向上のために、事業実施後にその事業効果等の客観的評価を行うものとします。</p>
<p>(住民投票)</p> <p>第32条 本市に住所を有する年齢満<u>18</u>歳以上の者(ただし、外国人については、定住する者に限る。第<u>3</u>項において同じ。)は、市政にかかわる重要事項について、その総数の6分の1以上の者の連署をもつ</p>	<p>(住民投票)</p> <p>第32条 本市に住所を有する年齢満<u>16</u>歳以上の者(ただし、外国人については、定住する者に限る。第<u>4</u>項において同じ。)は、市政にかかわる重要事項について、その総数の6分の1以上の者の連署をもつ</p>

再検討案	再検討前の案
<p>て、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができます。</p> <p><u>2 削除</u></p> <p><u>2</u> 市長は、<u>前項</u>の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければなりません。</p> <p><u>3</u> 住民投票の投票権を有する者は、本市に住所を有する年齢満<u>18</u>歳以上の者とします。</p> <p><u>4</u> 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</p> <p><u>5</u> 住民投票についてその他必要な事項は、この条例の趣旨に基づいて別に条例で定めます。</p>	<p>て、その代表者から市長に対して 住民投票の実施を請求することができます。</p> <p><u>2</u> 市長は、<u>市政にかかわる重要事項</u>について、自ら住民投票を発議することができます。</p> <p><u>3</u> 市長は、<u>第1項</u>の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければなりません。</p> <p><u>4</u> 住民投票の投票権を有する者は、本市に住所を有する年齢満<u>16</u>歳以上の者とします。</p> <p><u>5</u> 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</p> <p><u>6</u> 住民投票についてその他必要な事項は、この条例の趣旨に基づいて別に条例で定めます。</p>
<p>第9章 条例の実効性の確保 (自治推進審議会)</p> <p>第33条 この条例をいかし育て、より実効性を高めるため、市長の附属機関として<u>和泉市自治推進審議会</u>（以下「<u>審議会</u>」という。）を設置します。</p> <p><u>2</u> <u>審議会</u>は、委員<u>15</u>人以内をもって組織します。</p> <p><u>3</u> <u>審議会</u>は、<u>市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するものとします。</u></p> <p>(1) この条例の運用に関すること。 (2) この条例の見直しに関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の趣旨の推進に関すること。</p> <p><u>4</u> <u>審議会</u>の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めます。</p>	<p>第9章 条例の実効性の確保 (市民自治推進委員会)</p> <p>第33条 この条例をいかし育て、より実効性を高めるため、市長の附属機関として<u>和泉市市民自治推進委員会</u>（以下「<u>委員会</u>」という。）を設置します。</p> <p><u>2</u> <u>委員会</u>は、委員<u>10</u>人以内をもって組織します。</p> <p><u>3</u> <u>委員会</u>は、次に掲げる事項を調査審議するものとします。</p> <p>(1) この条例の運用に関すること。 (2) この条例の見直しに関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の趣旨の推進に関すること。</p> <p><u>4</u> <u>委員会</u>の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めます。</p>
<p>(条例の見直し)</p> <p>第34条 市長は、この条例をいかし育てるために、<u>必要に応じて見直すものとします。</u></p>	<p>(条例の見直し)</p> <p>第34条 市長は、この条例をいかし育てるために、<u>条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに見直さなければなりません。</u></p>

5 和泉市自治基本条例案再検討委員会 委員名簿 (平成23年1月末日現在)

区 分	所 属 団 体 名 等	委員氏名 (敬称略 順不同)	ふりがな
委員長	副市長	山下 和也	やました かずや
他の副市長	副市長	飯坂 俊明	いいさか としあき
総合計画各章の総括を担当する部長	総合計画(1章)総括担当 市長 公室長	吉岡 理	よしおか さとる
総合計画各章の総括を担当する部長	総合計画(2章)総括担当 教育 次長兼学校教育部長	藤原宏人	ふじわら ひろひと
総合計画各章の総括を担当する部長	総合計画(3章)総括担当 生き がい健康部長兼福祉事務所長	三井 久行	みつい ひさゆき
総合計画各章の総括を担当する部長	総合計画(4章)総括担当 都市 デザイン部長	溝川 佳三	みぞかわ よしぞう
総合計画各章の総括を担当する部長	総合計画(5章・6章)総括担当 環境産業部長	若島 一志	わかしま ひとし
総合計画各章の総括を担当する部長	総合計画(7章)総括担当 総務 部長	北村 元信	きたむら もとのぶ
学識経験者	近畿大学理工学部教授	久 隆浩	ひさ たかひろ
学識経験者	桃山学院大学法学部教授	松田 聡子	まつだ さとこ
市民委員	和泉市町会連合会	高橋 勇 (副委員長)	たかはし いさむ
市民委員	文化財保護委員	前田 幸子	まえだ ゆきこ
市民委員	アイ・あいロビー運営委員会	辻本 吉克	つじもと よしかつ
市民委員	公募市民委員	新田 良子	にった よしこ
市民委員	公募市民委員	大平 直樹	おおひら なおき
市民委員	公募市民委員	池辺 豪俊	いけべ ひでとし
その他委員長が指名する者	教育長	石川 清	いしかわ きよし
その他委員長が指名する者	参与(市長公室・総務部担当)	中井 正二	なかい まさじ
その他委員長が指名する者	生涯学習部長	藤原 明	ふじわら あきら
	合 計		19名

## 6 和泉市自治基本条例案再検討委員会の経過

### 第1回 和泉市自治基本条例案再検討委員会 平成22年2月17日

- ① 再検討委員会委員委嘱、会議開催方針・スケジュールの確認
- ② 議論ポイントの説明
- ③ 議論ポイントについての意見交換



### 第2回 和泉市自治基本条例案再検討委員会 3月30日

- ① 議論ポイントについての意見交換
- ② 修正の方向性検討



### 第3回 和泉市自治基本条例案再検討委員会 4月19日

- ① 議論ポイントについての意見交換
- ② 修正の方向性検討



### 第4回 和泉市自治基本条例案再検討委員会 5月13日

- ① 議論ポイントについての意見交換
- ② 修正の方向性検討



### 第5回 和泉市自治基本条例案再検討委員会 6月3日

- ① 議論ポイントについての意見交換
- ② 修正の方向性検討



現時点での検討内容に対する議会（各会派）の意見を伺う。（7月下旬～8月上旬）



### 第6回 和泉市自治基本条例案再検討委員会 10月7日

- ① 議会（各会派）の意見を事務局から説明
- ② 修正の方向性検討・承認



### 第7回 和泉市自治基本条例案再検討委員会 10月29日

- 修正案の検討・承認



パブリックコメント募集12月7日（火）～12月28日（火）



### 第8回 和泉市自治基本条例案再検討委員会 平成23年2月3日

- パブリックコメント結果を踏まえ最終案の確定

## 7 おわりに

本自治基本条例案の策定については、和泉市の自治を考える懇談会、(仮称)和泉市自治基本条例案策定委員会、そして和泉市自治基本条例案再検討委員会と3つの会議体を経たものです。

それぞれの会議体の役割は、まず、自治を考える懇談会は、市民の視点で、市民相互の協働のあり方や市民と行政との協働のあり方など、和泉市の自治のあり方そのものを考えた、まさに本条例案の骨格づくりの会議でした。

次の(仮称)和泉市自治基本条例案策定委員会では、自治を考える懇談会による「～(仮称)和泉自治基本条例の制定に向けて～協働のガイドライン提言書」をもとに、提言からルールへという条例案づくりを市民の立場と行政の立場の委員がテーブルを囲んで煮詰めていったものです。

また、懇談会や策定委員会での議論を肉付けするものとして、自治に関する講演会、フォーラム、市内4地域での市民との意見交換会、パブリックコメントや平成19年度及び平成20年度職員研究部会による研究活動などが、条例案づくりの大きな支えとなったことは言うまでもありません。

最後に、今回の再検討委員会ですが、市民の視点と行政の視点で策定された自治基本条例案(再検討前の案)にさらに議会からの視点として、総務安全委員会での指摘事項を踏まえ、再検討を行ったものです。

自治基本条例づくりが条文づくりであれば、このように長い年月がかかることはなかったと思いますが、条例案づくりそのものの過程が、本自治基本条例案に定めている「情報共有の原則」、「参加・参画の原則」、「合意形成に向けた話し合いと説明責任の原則」、「協働によるまちづくりの推進の原則」を上記の各会議体が体現しながら策定してきたことに意義があるものと考えます。結果として上記のような過程を踏まえることで、和泉市の自治の礎としてのよりよい案になったものと考えます。

今後、この自治基本条例案が原案どおり制定され、4つの原則に基づいたまちづくりが行われることで、地方自治の本旨である住民自治と団体自治が実現されることを切に希望いたします。

最後になりますが、本条例案策定に関わっていただいた多くの方々のご尽力に敬意を表するとともに厚くお礼を申し上げます。

和泉市自治基本条例案再検討委員会 委員長 山下 和也

和泉市自治基本条例案再検討委員会

平成 23 年 2 月

(事務局) 和泉市市長公室公民協働推進室  
〒594-8501 和泉市府中町二丁目 7 番 5 号  
電 話 0 7 2 5 - 4 1 - 1 5 5 1 (代表)  
ファックス 0 7 2 5 - 4 1 - 1 9 4 4